

# 津市スポーツ振興計画

～スポーツを通して心豊かな  
活力あるまち『津』をめざして～

平成21年3月

## 目 次

新しい津市の地勢と歴史	1
<b>第1章 策定に当たって</b>	
1 スポーツの必要性	2
2 国と三重県におけるスポーツ施策	2
3 津市におけるスポーツ施策	3
<b>第2章 スポーツ推進基本構想</b>	
1 基本構想の概要	
(1) 目的	5
(2) 期間	5
(3) 構成	5
2 基本理念	6
3 基本目標	
(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実	7
(2) 地域の人材育成	7
(3) スポーツ施設の整備・充実	7
〈基本目標のイメージ図〉	8
4 施策の体系	
(1) スポーツに触れる機会の拡充	9
(2) スポーツ情報の収集・提供	9
(3) スポーツ活動の支援	10
(4) スポーツ施設の整備・充実	10
〈施策の体系図〉	12
<b>第3章 スポーツ推進基本計画</b>	
1 基本計画の概要	
(1) 期間	13
(2) 構成	13
2 重点施策	
(1) スポーツに触れる機会の拡充	14
(2) スポーツ情報の収集・提供	22
(3) スポーツ活動の支援	25
(4) スポーツ施設の整備・充実	32

## 《新しい津市の地勢と歴史》

本市は、三重県の中央部に位置し、面積は約710k m<sup>2</sup>で県総面積の約12%を占めています。東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。また、中部圏と近畿圏との結節点にあり、名古屋市、大阪市へのアクセスが容易であることから北勢、伊賀、南勢志摩、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点となっています。さらに、中部国際空港への海上アクセスを通じて、国内・国外諸都市からの玄関口にもなっています。

本市は、古くは安濃津と呼ばれ、日本三津に数えられる海上交易の港町として繁栄しました。江戸時代には、藤堂藩（津藩、久居藩）政下における城下町として、また伊勢参宮の宿場町として隆盛しました。明治4年の廃藩置県により、旧藩政下の村々は安濃津県又は度会県に分属し、県庁が設置されました。明治5年には、安濃津県が三重県と改称され、明治9年には度会県が編入され、すべて三重県の管轄地となりました。さらに、明治21年に公布された市制、町村制により、津市ほか市町村が誕生し、その後も、本市は国・県の行政機関のほか、企業の本支店や営業所等が多数開設され、県の経済活動の拠点として発展しました。そして、平成18年1月1日に津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町及び美杉村の10市町村が合併し、新しい「津市」が誕生しました。

## 第1章 策定に当たって

---

### 1 スポーツの必要性

スポーツは、英語の「sports」に由来する外来語で、広い意味では「楽しみや健康を求めて自発的に行われる運動」を、狭い意味では「競争・競技として行われる運動」を示す言葉であり、その語源はラテン語で休養・気晴らし・娯楽を意味する *deportare*（デポルターレ）といわれています。

時代背景、あるいは生活習慣の変化に合わせてその意味を多様化してきたスポーツも、1968年のメキシコオリンピック・スポーツ科学会議において国際共通語として「遊戯の性格を持ち、自己あるいは他人との競争、あるいは自然障害との対決を含む運動」と定義され、学校におけるスポーツ、レジャーにおけるスポーツ、チャンピオンシップのスポーツなど人によって様々な意味を持つ多義語となりました。現在では、スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であり、体力向上、生活習慣病の予防、ストレスの解消など、心身両面にわたる健康増進に寄与するといわれています。

今後ますます生活の利便性や仕事への緊張が高まることが予想され、体を動かす機会が減少することが懸念されます。そうした中で、生涯にわたって一人ひとりのニーズに応じたスポーツに親しむ「スポーツライフ」を創造することには大きな意義があります。それとともに、明るく活力に満ちた社会の形成に結びつくことが期待されます。

また、スポーツという文化は本質的には、スポーツを愛好、享受する人々の自発性や主体性といったものが尊重されるべきであり、「法的な規制」というより「助成（支援・奨励）」が主体となるものでありますので、スポーツ行政体としての本市にとっては、市民一人ひとりが生きがいを持ち豊かな人生が送れるよう、スポーツにかかわる直接的・間接的諸条件（人的・物的・制度的など）を整えること並びにスポーツを広く普及及び奨励・推進することが狙いとなります。

### 2 国と三重県におけるスポーツ施策

スポーツ振興に係る法令は、国民生活という点からは憲法、教育基本法、社会教育法などがあり、健康や環境問題まで広げると様々な関係法が生じますが、国におけるスポーツ振興に直接的にかかわり、スポーツ振興の根拠法であり基本法である法令は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法です。

国はスポーツ振興法に基づき、生涯スポーツ社会の実現と国際競技力の向上を

目指し、スポーツ施設の整備・充実、優れたスポーツ指導者の養成・確保、多彩なスポーツ振興事業の展開、スポーツ団体の育成・支援を施策の柱とし、社会の変化、時代の進展を背景に、国民のスポーツ活動状況を考慮しつつ、スポーツ環境の整備に努めてきました。また、より具体的には、平成12年に「スポーツ振興基本計画」が策定され、数値目標を示しながら、国民一人ひとりが日常生活の中で主体的にスポーツ活動に親しめる環境づくりが進められています。

国におけるこうした動きとともに、三重県におけるスポーツの振興については、昭和61年に「第1次三重県生涯スポーツ振興計画」が策定されて以来、5次にわたって計画が見直され、スポーツ施設の整備や競技力の向上、総合型地域スポーツクラブの育成支援などさまざまな取組がなされてきました。健康志向の高まりや余暇時間の増大などにより、より健康的で活力のある人生を送ろうという意識が高まる中、スポーツに親しむ人々のニーズも高度化・多様化しており、行政に求められる役割も変化してきています。こうしたことから、平成18年に国のスポーツ振興基本計画の考え方を基本とした「第6次三重県スポーツ振興計画」が策定されました。

### 3 津市におけるスポーツ施策

市町村合併前の旧津市では、スポーツに関する事務を教育委員会事務局生涯学習スポーツ課が所管し、競技スポーツについては津市体育協会、レクリエーションスポーツについては津市スポーツ・レクリエーション協会、ジュニアスポーツについては津市スポーツ少年団、地域スポーツにおいては、体育指導委員会や地区体育振興会、スポーツクラブといったように各種スポーツ団体を支援し、連携を密にしながら本市のスポーツの振興を進めてまいりました。また市民体育大会やスポーツ教室、マラソン等のイベントについても積極的に取り組み、市民のスポーツ意識の高揚に努めてまいりました。また本市における潜在的スポーツ愛好者の掘り起こしのため、スポーツ・レクリエーション教室を例年開催し、スポーツ人口の増加を目指すとともに、学校体育施設開放事業などを通じて、地域での手軽なスポーツ活動機会の提供に努めてきました。

また、平成17年3月に取りまとめた「新市まちづくり計画」では、新市の目指すべき将来像を「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」と定め、生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興を基本政策の一つと位置付けました。その中で「生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じて、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資料の保存に努める

など、地域固有の歴史・文化の振興を図る。」と決めました。

また、地域ごとに各種スポーツ施設が設置され、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として活用されてきました。特に安濃中央総合公園では、体育館・野球場・グラウンド・テニスコート等のスポーツ施設が集積されました。

このような中、平成18年1月に誕生した新「津市」では、教育委員会事務局に生涯学習振興担当、スポーツ振興担当、青少年担当、公民館事業担当及び生涯学習スポーツ施設担当で構成される生涯学習スポーツ課を組織するとともに、各総合支所単位に事務所を配置しました。その後、平成20年4月には機構改革を行い、教育委員会事務局に生涯学習振興担当、青少年担当、公民館事業担当及び文化財担当で構成された生涯学習課を組織する一方で、市長部局に管理企画担当、スポーツ振興担当及び文化振興担当で構成されたスポーツ・文化振興室スポーツ振興課及び文化振興課を設置し、特にスポーツにかかわっては、市民のためのスポーツ・レクリエーションの総合的かつ効率的・効果的な振興に向けた取組に努めており、市民の活発なスポーツ活動が図られています。

## 第2章 スポーツ推進基本構想

---

### 1 基本構想の概要

#### (1) 目的

スポーツ推進基本構想では、「津市総合計画」に掲げる目指すべき将来像「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を実現するため、同計画におけるまちづくりの目標の一つである「豊かな文化と心を育むまちづくり」の達成に向けたスポーツ施策の方向を示します。

#### (2) 期間

スポーツ推進基本構想の期間は、平成21年度から津市総合計画の計画期間の終期に合わせ平成29年度までの9年間とします。

#### (3) 構成

スポーツ推進基本構想は、「基本理念」、「基本目標」及び「施策の体系」で構成されます。「基本理念」では、本市の生涯スポーツの意義と現状を踏まえつつ、目指すべき生涯スポーツ社会の将来像を示します。次に、「基本目標」では、基本的な推進方針としてこれから重点的に取り組む分野を示します。そして、「施策の体系」では、重点的に取り組むことが望まれる具体的施策について提示します。

## 2 基本理念

スポーツ活動は、自発的に学ぶ力を身に付け、毎日を生き生きと過ごし、自分らしい生き方を実現することを可能にします。そして、自分の生き方の実現だけでなく、スポーツ活動を共にし、互いにふれあうことを通して、人間としての個性を尊重し合ったり、学んだ成果を地域に広げて、生きがいにあふれた活力ある社会を築くことをも可能にします。その意味で、市民のスポーツ活動が人づくりやまちづくりに結びつきます。

スポーツ活動は、本来的に個人の自発性や主体性に委ねられた活動であり、経済的、社会的、時間的に恵まれた人々だけのものではありません。スポーツの機会はずべての市民に平等に提供されるものです。スポーツ振興法においても、その第3条で、「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」と定めており、行政は、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できる場の提供に努める必要があります。そして、市民による市民のための学習活動の場を支援することにより、心豊かで元気あふれるスポーツ活動によるまちづくりを進めていくことが必要です。

スポーツ推進基本構想では、本市の生涯学習の基本理念として「一人ひとりがきらきら輝く学びのまち『津』をめざして」とする中で、「**スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして**」と定めます。その上で、スポーツ施策の総合的な指針を明らかにするとともに、生涯スポーツを推進するための施策の体系を示します。

# 基本理念

一人ひとりがきらきら輝く学びのまち『津』をめざして

～スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして～



### 3 基本目標

基本理念である「スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして」には、市民の一人ひとりが自発的あるいは意欲的に地域でスポーツ活動を行い、交流の場づくりを進め、スポーツによる成果を地域に広げていき、その中でスポーツ活動を通じた人づくりとまちづくりが達成されることへの願いが込められています。

こうした活動の展開を支え推進するために、「スポーツ・レクリエーション環境の充実」、「地域の人材育成」及び「スポーツ施設の整備・充実」の3つの基本目標を掲げます。

#### (1) スポーツ・レクリエーション環境の充実

幅広い年齢層におけるスポーツニーズに対応した多様なスポーツに係る機会を提供するとともに、必要に応じていつでも自由に選択できるようスポーツに関する情報の充実を図り、市民の自主的なスポーツ活動を促進します。

また、生涯にわたって健康で心豊かな生活を送るために、スポーツ・レクリエーションの推進を通じて健康づくりや体力維持、競技力の向上などを図るとともに、コミュニティにおけるつながりも深めます。

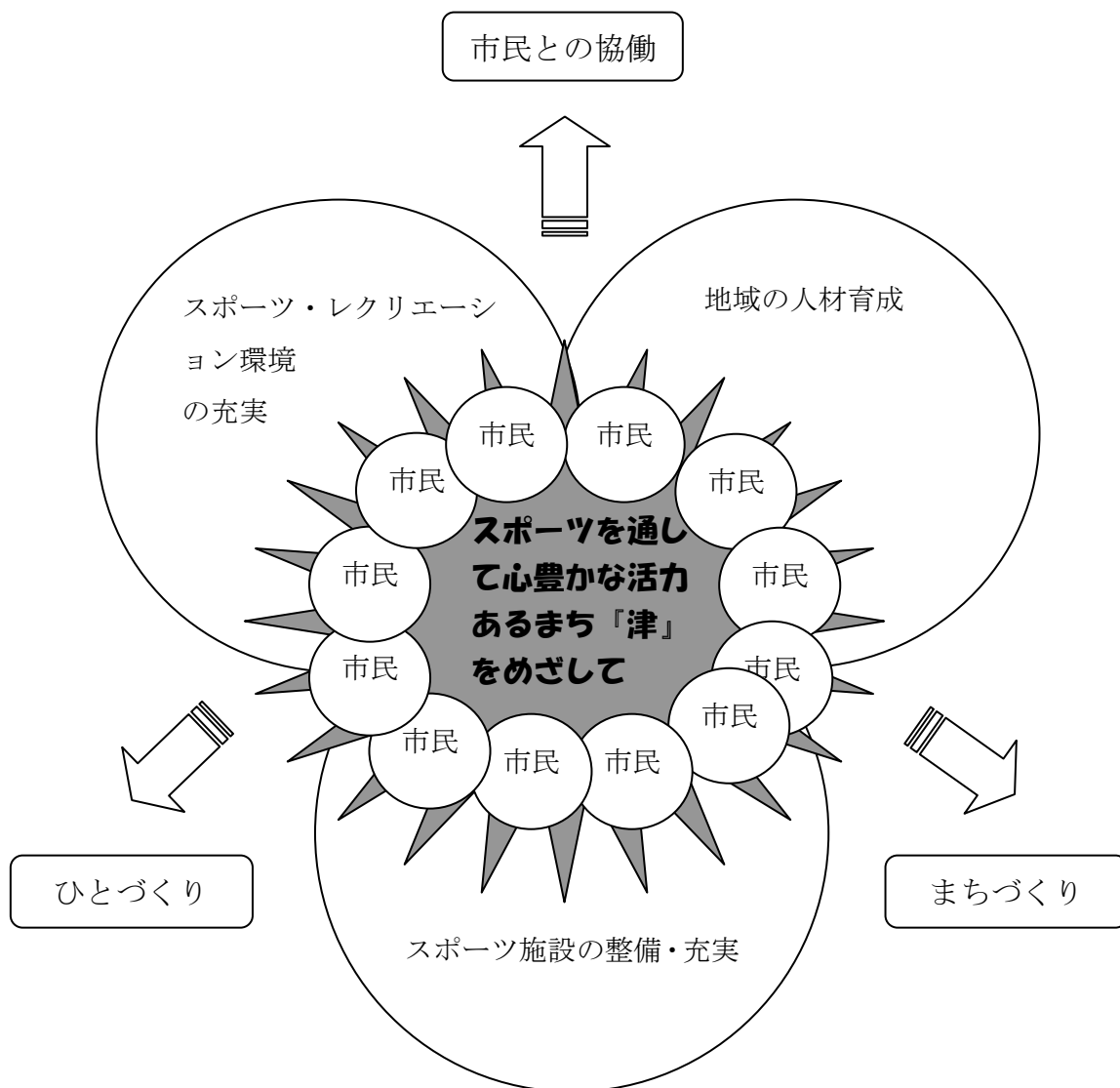
#### (2) 地域の人材育成

スポーツ団体の活動を支援し、地域で活躍する人材の育成に努めます。また、スポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充のため、次代を担う子どもたちの育成指導並びに指導者の育成、さらには市民、団体及び行政の連携強化を推進するとともに、その人材活用を進め、スポーツ・レクリエーションの振興に取り組みます。

#### (3) スポーツ施設の整備・充実

体育館等のスポーツ施設については、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、既存施設に関しては有効利用のほか、必要に応じ機能の拡充を図るとともに、本市にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備を進めるなど、市民ニーズを踏まえ市民がスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりを進め、生涯スポーツの充実を図ります。

〈基本目標のイメージ図〉



「スポーツ・レクリエーション環境の充実」、「地域の人材育成」及び「スポーツ施設の整備・充実」の3つの基本目標を積極的に推進することにより、「スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして」をめざす活動が活発化し広がっていき、市民と行政との協働やスポーツ活動を通じた人づくりやまちづくりが達成されます。

## 4 施策の体系

### 基本目標≫スポーツ・レクリエーション環境の充実

#### (1) スポーツに触れる機会の拡充

少子高齢化、情報化、国際化など社会が急速に変化する中で、人々の価値観の複雑・多様化が進み、生きがいへの関心も高まっています。その生きがいをスポーツ活動によって実現しようとするなど、市民のスポーツに対する欲求も高まってきています。また、市民の健康志向のほか、体力づくりやストレス解消等の種々の事由によりスポーツの重要性がますます高まっています。

こうした市民のスポーツに係るニーズに対応して、スポーツ活動の推進を図ります。体育館、グラウンド、プール等のスポーツ施設において、スポーツによる健康づくり、趣味としてのスポーツ、競技スポーツなど、ライフステージに応じたスポーツ活動機会を提供していきます。

また、子ども、女性、障がい者、高齢者等すべての市民が、それぞれの体力、年齢、目的等に応じて、スポーツに親しみ、人と人のふれあいを深めながら、心豊かに生きるための「健康づくり、体力づくり」を推進します。

#### 重点施策

- ・ スポーツ振興のための推進体制の確立及び支援
- ・ スポーツ活動機会の提供及び充実

#### (2) スポーツ情報の収集・提供

いつ、どこで、どのようにスポーツを楽しんだらよいかなど、市民自らがスポーツの活動機会を気軽に選択し、自主的・自発的にスポーツ活動を進めるためには、スポーツに関する様々な情報が安易に得られる環境づくりを行い、必要な情報を取捨選択できる機会を設けることが重要です。

そこで、スポーツに関する情報の提供がすべての世代にいきわたるよう、また市民のライフスタイルに応じて自由にスポーツに関する情報の入手ができるよう、広報紙（広報津）などによる周知・啓発とともに、ホームページ等を活用した情報提供を進めます。

#### 重点施策

- ・ ホームページ等インターネット媒体の利用
- ・ 広報紙等の活用

- ・ 行政・民間放送の活用

#### **基本目標≫地域の人材育成**

##### (3) スポーツ活動の支援

スポーツ活動の推進のためには、市民がスポーツによる喜びを享受できる機会が地域社会の中に確保されていることが大切です。また、スポーツ活動してきた経験と技術が地域社会で適正に評価され、様々な機会におけるスポーツ活動に活かされることも重要なところです。

これらを実現するために、スポーツ活動の普及・振興を担う人材の育成と活用を推進するとともに、体育指導委員の育成等、地域で活動するスポーツ関係団体への支援等に努めます。

#### **重点施策**

- ・ スポーツボランティア活動の充実
- ・ スポーツ指導者等の確保及び養成
- ・ 体育指導委員の育成及び支援
- ・ スポーツ団体活動の支援等

#### **基本目標≫スポーツ施設の整備・充実**

##### (4) スポーツ施設の整備・充実

市民がスポーツ活動に利用している施設は、体育館、グラウンド、プール等の社会体育施設のほか、学校体育施設や公民館、市民センター等のホール、民間スポーツ施設など多岐にわたっています。特に市民にとって最も身近なスポーツ活動の場となる体育館等の社会体育施設では、利用者の安全性の確保を優先した計画的な施設の整備・改修を行い、安全で利便性の高い施設運営に努めます。

また、本市には合併前の旧市町村によって整備された公共施設も多くあることから、同種の施設が近辺に複数設置されている場合も少なくなく、統廃合も含めこれらの施設の適正配置と効率的な活用を進める必要があります。

さらに、スポーツ施設については、県都にふさわしい本市を代表する総合的な施設の整備が必要です。市内に多く設置されているグラウンドやテニスコートなどの施設については、各地域の人口などを勘案し、地域バランスのとれた配置と市民が十分に活動できる整備が求められています。

## 重点施策

- ・ 総合的なスポーツ施設の整備
- ・ 既存のスポーツ施設の機能拡充と利用促進
- ・ スポーツ施設の適正配置

## 〈施策の体系図〉

〔基本理念〕

一人ひとりがきらきら輝く学びのまち「津」をめざして

スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして

### 〔基本目標〕

スポーツ・レクリ  
エーション環境  
の充実

### 〔施策の体系〕

- (1) スポーツに触れる機会の拡充
  - ・ スポーツ振興のための推進体制の確立及び支援
  - ・ スポーツ活動機会の提供及び充実
- (2) スポーツ情報の収集・提供
  - ・ ホームページ等インターネット媒体の利用
  - ・ 広報紙等の活用
  - ・ 行政・民間放送の活用

地域の人材育成

- (3) スポーツ活動の支援
  - ・ スポーツボランティア活動の充実
  - ・ スポーツ指導者等の確保及び養成
  - ・ 体育指導委員の育成及び支援
  - ・ スポーツ団体活動の支援等

スポーツ施設の整  
備・充実

- (4) スポーツ施設の整備・充実
  - ・ 総合的なスポーツ施設の整備
  - ・ 既存のスポーツ施設の機能拡充と利用促進
  - ・ スポーツ施設の適正配置

## 第3章 スポーツ推進基本計画

---

### 1 基本計画の概要

#### (1) 期間

スポーツ推進基本計画の計画期間は、平成21年度から津市総合計画の計画期間の終期に合わせ平成29年度までとし、中間年で見直し等を図ります。

#### (2) 構成

この計画は、スポーツ推進基本構想の基本理念である「スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして」及びスポーツ・文化都市宣言の「生涯にわたりスポーツを通して、健康づくりを奨励し、健やかな心と体をつくり明るく豊かなまちづくり」を実現・推進するため、当該基本構想における「スポーツ・レクリエーション環境の充実」、「地域の人材育成」及び「スポーツ施設の整備・充実」の3つの基本目標を受け、今後の本市における社会教育施策におけるスポーツ推進について、当該基本構想において設定した施策の体系に基づき、重点施策ごとに「現状と課題」、「施策の内容」及び「施策の目標や求められる成果等」により構成し、この計画の展開を図ることとします。

## 2 重点施策

### (1) スポーツに触れる機会の拡充

#### ア スポーツ振興のための推進体制の確立及び支援

##### 【現状と課題】

財団法人日本体育協会が策定した「21世紀の国民スポーツ方策 ―スポーツ振興2008―」では、「スポーツは、人間の本源的な欲求に基づき、人類が獲得してきた世界共通の“文化”であるとともに、その振興は、21世紀におけるさまざまな社会的な課題の解決にも貢献するものである」とうたっています。

人によりスポーツへのかかわり方は当然異なります。毎日あるいは週単位・月単位でのスポーツへのかかわりといった頻度の違い、「見るスポーツ」、「するスポーツ」、「支えるスポーツ」といった携わり方の違い、高度な技術を必要とする競技スポーツやだれでも楽しめるレクリエーションスポーツといった種目の違いなど様々です。

市民が生涯にわたって、健康で心豊かな生活を送るためのスポーツ・レクリエーションを推進していくためには、様々な市民のニーズに対応し得るスポーツ推進体制が必要となります。

また、スポーツ活動を推進していくためには、スポーツに関する団体と行政との連携が不可欠であります。スポーツ団体は、それぞれが独自の目的を持ち構成されており、地域住民によって構成された組織や、競技種目団体により組織された団体、また青少年による団体など、その構成や組織、さらには結成された経緯などは様々です。しかし、これらの団体のスポーツ活動や組織・機能は、地域のスポーツ活動に深く関係を持ったり、多大な影響力を与えるなど、地域におけるスポーツ活動に対し重要な役割を果たしています。

本市には、スポーツ活動を推進する主な団体として、津市体育指導委員会、総合型地域文化スポーツクラブ、地区体育振興会、津市体育協会、津市スポーツ少年団、津市スポーツ・レクリエーション協会などがあり、それぞれの団体が自ら目標を持って独自の事業を展開しており、また相互に連携しあい、補いあって、スポーツ活動が円滑かつ効果的に推進できるような体制づくりが図られています。

##### 【施策の内容】

健康づくりや体力づくり、競技力の向上のために、コミュニティでのつながりを深めつつ、スポーツ活動の振興のための推進体制の確立を図るとともに、様々な支援も活用し市民がスポーツに触れられる機会の拡充に努めます。



津市体育指導委員会、総合型地域文化スポーツクラブ、地区体育振興会、津市体育協会、津市スポーツ少年団、津市スポーツ・レクリエーション協会等の団体との連携を密にして、地域におけるスポーツ活動の振興を促進します。

スポーツに係る各団体及び地域住民において、そのスポーツに係るニーズに応じた主体的な事業展開が可能となるよう、種々の支援を行うことにより地域におけるスポーツ活動の振興を図ります。

スポーツに係る各団体の独立及び自立を促すとともに、特定非営利法人（NPO法人）としての法人格の取得を検討するなど、組織を強化し主体的な事業展開が可能となるよう支援します。また、スポーツを取り巻く環境の変化に適切に対応できるよう、柔軟で弾力的な組織体制の整備・強化を支援します。

教育部門や福祉部門などスポーツ活動の振興に係る本市の関係部局間の連携を密にすることにより、多面的・多角的なスポーツ活動の振興を図るとともに、スポーツ活動に係る推進体制を強化します。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ 多彩なスポーツ施策の展開

本市のスポーツに係る担当部門については、これまでの教育委員会事務局から市長部局に移管し、スポーツ施設の整備を含め幅広くスポーツ行政を振興するための体制整備を図りました。今後も、より一層、効果的かつ機能的な推進体制の検討を進めるとともに、本市の関係部局間の連携を強化し、多彩なスポーツ施策を展開していきます。

##### ○ 教育委員会との積極的な連携

生涯スポーツの推進の立場から教育委員会事務局（生涯学習関係部門）との連携を強化します。

##### ○ 柔軟で弾力的な組織体制の整備

スポーツに係る各団体の組織の強化により、当該団体の主体的な事業展開を可能にし、市民の多様なニーズに対応したスポーツの提供及びスポーツを取り巻く環境の変化に適切に対応できる柔軟で弾力的な組織体制の整備を図ります。

#### イ スポーツ活動機会の提供及び充実

#### 【現状と課題】

市民各自の健康・体力、運動能力の状況やライフスタイルなどに応じ、生涯にわたりスポーツに親しむことができる社会であります、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現のためには、子どもから高齢者まで、初心者からエキスパートまで、そして男女を問わず、様々な市民のスポーツ活動に対する興味・関心に併せて、より多く

の機会を提供することにより、広くスポーツ活動を振興していくことが必要となります。

#### 【施策の内容】

市民の多様なニーズへの対応と健康の維持増進を図るためにも、スポーツに係る団体とより連携を密にした取組を推進しながら、「生涯スポーツ社会」の実現に向け、スポーツ活動の機会の提供及び充実に取り組みます。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ 市民の週に1日以上スポーツを行う比率の増加

本市においては市民の週に1日以上スポーツを行う比率が平成18年度に実施したアンケートには、26.3%となっています。子どもから高齢者まで、初心者からエキスパートまで、また男女問わず様々な市民に、スポーツ活動の機会をより多く提供することにより、この比率の増加を図ります。

##### ○ 自然の積極的な活用

市民のスポーツに係るニーズが複雑・多様化する中で、本市の特性である山から海までをも有する自然を活用し、市民それぞれがその目的に応じスポーツ活動を行えるよう、その振興を図ります。

(ア) 子どもから高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーション教室の開催

#### 【現状と課題】

健康づくりや生きがいつくりのため、そして市民がスポーツ・レクリエーションへ主体的に参加できるきっかけづくりのため、あるいは競技力を向上させるために、本市では各種のスポーツ・レクリエーション教室を開催しています。平成19年度のスポーツ・レクリエーション教室は、8種目20教室で延べ572人が受講し、体育協会に委任している競技力向上のためのスポーツ教室は23種目24教室で延べ2,844人が受講しました。

また、公民館の講座でも、ウォーキングや健康体操の教室も開催するとともに、保健センターにおいても、健康増進のための講演会、健康相談、歯科相談、栄養指導などを行っています。また、心の健康づくりなどの講演会も開催しています。

一方、平成18年度に実施したアンケートの結果からは、年代別の教室や誰もが気軽に参加できるようなニュースポーツの教室開催の要望が見て取れます。

### 【施策の内容】

誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーションに親しめるきっかけづくりとなるように、ニュースポーツ教室などのライフステージに合わせた多様な教室の開催に努めます。地域では、総合型地域文化・スポーツクラブや地区体育振興会を中心として行われるスポーツ・レクリエーション教室の開催を積極的に支援します。

なお、教室の開催にはスポーツ関係団体の協力が不可欠であり、津市体育指導委員や津市体育協会、津市スポーツ少年団、津市スポーツ・レクリエーション協会などと連携し、スポーツの普及、振興や競技力の向上等、目的に合わせた幅広い教室の開催に努めます。

### 【施策の目標や求められる成果等】

#### ○ 参加者の増加

市民の多様なニーズに対応した教室の開催により、本市主催のスポーツ・レクリエーション教室への参加者数の増加を図ります。

#### ○ 健康づくり、体力づくり、基礎技術の向上、競技力の向上

日頃、スポーツ活動の機会に恵まれない市民やスポーツの初心者はもとより、スポーツのレベルアップやニュースポーツを志向する市民のニーズに対応し、シニア・ジュニア・初級教室、体育協会・地区体育振興会での教室の開催をすることにより、子どもから高齢者まで幅広い世代の健康づくり・体力づくり、競技種目の基礎技術の習得や競技力の向上などを実現します。

#### (イ) スポーツイベントの充実

### 【現状と課題】

本市においては、各種団体を中心に様々なスポーツイベントが開催されています。特に、平成18年度からは、新たに生涯にわたり健康でいきいきとスポーツに親しむことのできる社会の実現を目指して、市民が参加できるスポーツ・レクリエーションのイベントとして、「津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」が開催されるようになりました。

スポーツイベントの開催は、市民にスポーツの楽しさや、充実感や爽快感・達成感を得る場を提供し、スポーツ人口の拡大につながるものと考えられます。

イベントの内容や時間、場所など、参加者の多様なニーズに応えるために、開催種目の工夫や開催場所・時期の変更等、様々な取組が求められます。

### 【施策の内容】

スポーツイベントの開催については、スポーツイベントへの参加者の募集に係る広報方法を工夫し、参加申込み方法を簡素かつ便利にすることにより、参加者の拡大を図るとともに、開催の日時及び場所に配慮し参加者の多様なニーズに応えるための取組を推進します。

### 【施策の目標や求められる成果等】

#### ○ スポーツの普及・振興、スポーツ人口の拡大

スポーツ関係団体との連携を図りながら、市民相互の交流やコミュニティ形成の場となり、また市内で開催するスポーツイベントである市民体育大会、スポーツ・レクリエーションフェスティバル、津シティマラソンなどに、より広く多くの市民の参加を得ることにより、スポーツ人口を拡大し、本市におけるスポーツの普及・振興を図ることができます。

#### (ウ) 競技スポーツの充実

### 【現状と課題】

国際大会や全国規模の大会に出場する本市出身の選手が、様々な種目において活躍しており、市民のスポーツへの関心が高まっています。

また、全国規模の大会に出場する選手に対して補助金等の支援をするなど、スポーツの振興や競技力の向上に努めています。

国際大会や全国規模の大会で活躍できる選手を育成するためには、スポーツ関係団体や各競技団体と協働し、有望な選手やチームに対する支援に重点をおいて育成していく必要があります。

### 【施策の内容】

スポーツ関係団体や各競技団体と連携・協働し、本市から全国大会や国際大会で活躍できる選手をより多く輩出するために、有望な選手やチームに対する支援等を図ります。また、市内に大学等の高等機関が多く立地しているメリットを最大限に活かし、スポーツ医・科学の成果を競技力の向上に活用させていく必要があります。このため、専門機関、津市体育協会及び各競技団体等と連携を図り、国際大会・全国大会で活躍できる選手の育成・指導の充実のため、一貫指導システムの整備・確立への支援等に積極的に努めます。

また、トップレベルの指導者や競技者による教室等の開催にも、関係機関や関係団体の連携・協力を得ながら積極的に取り組みます。

**【施策の目標や求められる成果等】**

○ **競技スポーツ選手の育成**

専門機関や各競技団体と連携・協働による一貫指導システム構築への支援や、トップレベルの指導者や競技者による教室等の開催などにより、競技スポーツ選手の拡大を図れます。

(エ) 女性のためのスポーツ環境の充実

**【現状と課題】**

アンケート調査の結果では、女性がスポーツに参加する頻度は週1日以上が23.5%でした。男性の場合は28.6%であり、女性の方が5.1ポイント少ない結果でした。

また、小学生のスポーツ少年団加入者の男女比は、男子72.9%、女子27.1%になっており、スポーツに親しむ女子の割合は男子に比べて少ない状況となっています。

女性が楽しくスポーツに親しめる場を充実させるとともに、子どもの頃からの女性のスポーツ環境を改善していくことや女性が参加しやすいスポーツ環境の充実を図るため、スポーツ団体のスポーツ活動に働きかけ、健康面等を含めたプログラムの調整が必要となります。

**【施策の内容】**

子どもの頃からスポーツに親しめるよう、女子がスポーツ少年団へ加入しやすい環境づくり、女性が参加しやすいスポーツ環境の充実を図るため、各種教室や大会の開催時間や方法等について工夫し、女性に受け入れられやすい種目の工夫や教室数の増加などを各団体のスポーツ活動に働きかけていきます。

**【施策の目標や求められる成果等】**

○ **女性のスポーツ競技者や愛好者の増加**

女性が参加しやすいよう健康面等を考慮するなどプログラムを工夫し、楽しくスポーツに親しめる場を提供し、参加しやすいスポーツ環境を充実させるとともに、スポーツ少年団への女子の加入者を促進することにより、女性のスポーツ競技者や愛好者を増やし、本市におけるスポーツの振興を図れます。

(オ) 高齢者スポーツの充実

### 【現状と課題】

高齢者のためのスポーツは、生活習慣病や寝たきりの予防、高齢者の生きがいくくりなど様々な面で効果が期待できるといわれています。

高齢者が気軽にスポーツ活動ができるスポーツ教室やスポーツイベントの開催により、高齢者がスポーツに親しむ場を増やすよう環境整備が必要です。

### 【施策の内容】

高齢者が気軽にスポーツ活動ができるスポーツ教室やスポーツイベントの開催など、高齢者がスポーツに親しむ場を増やすよう環境整備を行います。

高齢者が安心してスポーツを楽しめるように、高齢者の参加しやすい競技種目やレクリエーションの活動の支援・普及を目指し、指導者の養成や団体への働きかけを行います。

### 【施策の目標や求められる成果等】

#### ○ 高齢者の健康増進等やスポーツ愛好者の増加

高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、生活習慣病や寝たきりの予防、高齢者の生きがいくくりなどを目指し、ウォーキングや軽スポーツなどのプログラムを設定し、高齢者が手軽に楽しくスポーツに親しめる場を提供することにより、高齢者の健康増進、体力維持やスポーツ愛好者の増加が見込まれます。

#### (カ) 障がい者スポーツの充実

### 【現状と課題】

障がい者スポーツは、リハビリテーションの一環として行われるだけでなく、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらし、豊かなくらしを送っていくために、重要なものの一つとして位置付けられています。

障がい者スポーツは、スポーツを介した周囲とのコミュニケーションの充実やスポーツを通じた自己表現の喜びの獲得、スポーツを楽しむことでの生きがいの発見など障がい者の社会参加に重要な役割を持つものであり、障がいの種別や程度にかかわらず、積極的に参加できるような環境づくりが必要です。

### 【施策の内容】

障がい者にスポーツとの出会いの機会をつくるため、障がい者スポーツ活動への支援に努めます。

障がい者スポーツの指導ができる専門的な知識や技能を有した指導員の養成のため、スポーツ指導者研修会等への参加を促すなど、スポーツ指導員の資質向上を図

ります。

**【施策の目標や求められる成果等】**

○ **誰もが参加しやすい場の提供とスポーツ環境の充実**

障がい者がスポーツを通じ健康の維持、体力の増進を図るため、生涯にわたって楽しみや充実感をもたらす競技スポーツや健康スポーツ、ニュースポーツ等のプログラムにより、障がい者がスポーツに親しめる場を提供し、参加しやすいスポーツ環境の充実を図ります。

## (2) スポーツ情報の収集・提供

### ア ホームページ等インターネット媒体の利用

#### 【現状と課題】

市民へのより一層のスポーツに関する情報の周知とスポーツ愛好者の拡大を図るため、本市のホームページの活用により、本市主催で開催される教室やイベントの情報を始め、スポーツ施設の情報を活用するとともに、生涯学習活動の一環としてのスポーツボランティアの登録制度をつくりボランティア活動の情報提供を実施しています。

今後はスポーツに関係する団体が独自でスポーツに関する情報を提供でき、広く市民がスポーツに関する情報を共有できることが望まれています。

#### 【施策の内容】

市民へのより一層のスポーツに関する情報の周知とスポーツ愛好者の拡大を図るため、広報誌やホームページ、各種広報媒体などを通じてスポーツに関する情報を積極的に提供します。

競技参加者を対象にするだけでなく、見たり、聞いたりする参加者、またボランティアによる運営協力者など、様々な形態での参加者の拡大を図れるよう啓発活動に取り組みます。

本市のホームページの活用により、本市主催で開催される教室やイベントの情報を始め、スポーツ施設の情報も提供します。津市地域情報センターでは、教室の開催情報や施設情報のほかスポーツに関係する団体の情報も提供していきます。また、スポーツボランティアの登録制度をつくりボランティア活動の情報提供など支援活動を充実させます。

また、スポーツに関係する団体独自のホームページ等の開設を支援することにより、各団体が主体的にかつ速やかにスポーツに関する情報が提供でき、広く市民がスポーツに関する情報を共有できるよう努めます。

成人期の働き盛り世代へ向け、インターネット等ICT（情報通信技術）の積極的な利活用による効果的なスポーツ・レクリエーションの情報の提供を進めます。

各施設等のネットワーク環境が整い次第、ホームページからの施設利用案内予約や、メールによる講座申込みなど、効果的な情報ツールの活用を進めます。

市民のニーズに合ったスポーツに関する情報の提供を迅速に行うことにより、利便を図ります。



**【施策の目標や求められる成果等】**

○ **スポーツに関する情報の提供及び共有、スポーツ愛好者の拡大**

ホームページ等インターネット媒体の利用により、市民ニーズに対し、より早く、広く、手軽にスポーツに関する情報の提供及び共有が行え、スポーツ愛好者の拡大が図れます。

イ 広報紙等の活用

**【現状と課題】**

本市主催のスポーツ活動に関する情報は、市政情報誌である「広報津」への掲載を中心に情報提供しています。スポーツに関係する各団体が実施するイベントやスポーツ教室・講座等の行事については、ポスターやチラシ、パンフレット等での啓発のほか、可能な限り「広報津」にも掲載しています。

また、教育委員会と連携して「津市生涯学習スポーツガイドブック」を発行し、年間の主な行事について冊子形式で紹介しています。

**【施策の内容】**

スポーツに関係する各団体のポスターやチラシ、パンフレット等は、予算的に内容や発行回数・発行部数にも制限があることから、発行部数、回数の多い「広報津」の積極的な活用を中心に、効率的・効果的な情報の提供に努めます。

定期的に発行される「広報津」を活用し、各スポーツ教室の募集情報の掲載を行うとともに、特集記事でスポーツ行事やスポーツ団体活動の様子等の紹介を行います。

より活発な市民のスポーツ活動を紹介するため、ホームページにおいて記事を募集し、広く情報提供を行います。

生涯学習やスポーツ・レクリエーションに関する教室、講座、イベント等の内容や、運動施設に関する情報の提供を津市生涯スポーツガイドブック等の作成により図ります。

また、より活用しやすいガイドブックを目指し、ソフト事業とハード施設の情報を分けて編集するとともに、本市の教育委員会事務局や市民部、健康福祉部等の所管による公共施設の情報などを併せて盛り込むことにより、掲載情報の充実を図ります。

**【施策の目標や求められる成果等】**

○ **効率的・効果的な情報の提供**

「広報津」の積極的な活用により、広く市民に情報提供するとともに、関連部

局間の連携を密にし、各種冊子の発行により、より効率的・効果的な情報の提供が図れます。

## ウ 行政・民間放送の活用

### 【現状と課題】

現代社会における情報発信手段として、テレビ・ラジオ・新聞に代表されるマスメディアは、スポーツに関する情報の提供にも大きな力を発揮しています。

現在本市では次の情報提供を実施しています。

- ・ まるっと津ガイド（ケーブルテレビ6ch）
- ・ 元気発信 津（三重テレビ）
- ・ プラザ津（ZTV 8時・14時・20時から2時間放送）
- ・ 津市情報マップ（FM三重 毎週水曜 17:30～17:35）
- ・ スポットCM（FM三重 随時）

これらのメディアを活用し、今後も積極的に情報提供を展開していく必要があります。

### 【施策の内容】

今後も、行政情報番組「まるっと津ガイド」を活用し積極的にマスメディアへ働きかけるような情報提供の展開や主体的に提供できる広報手段のより一層の活用を図ります。

「広報津」や本市ホームページと連動させつつ、紙・インターネット媒体・マスメディアなど複数の情報手段を活用することにより、広く市民への迅速で均一な情報の提供を進めます。

### 【施策の目標や求められる成果等】

#### ○ 市民への均一な情報の提供

積極的にマスメディアへ働きかけるような情報提供の展開や主体的な提供に係る広報手段により、広く市民への均一な情報の提供が図れます。

### (3) スポーツ活動の支援

#### ア スポーツボランティア活動の充実

##### 【現状と課題】

近年スポーツボランティアの活動が注目されています。スポーツにおけるボランティア活動とは、一般的には地域社会やスポーツ団体・クラブ、各種スポーツイベントなどにおいて、個人の自由意志に基づき、その技能や時間などを進んで提供し、社会に貢献する活動とされています。たとえば、スポーツでも見るスポーツや運営協力などでスポーツにかかわることもスポーツ活動の一環として考えられます。

本市においても色々なスポーツ活動の場があり、スポーツ教室、競技会、イベントの開催には多くのスタッフの運営協力により実施されています。スポーツ活動の推進については、スポーツボランティアの活動や協力が大きな役割を担っていることから、これらの充実と利用促進が必要となります。

##### 【施策の内容】

団体や地域においてボランティアとして活動を希望される市民を登録し、スポーツイベント、スポーツ大会等で活動の充実を図ります。

現在の生涯学習ボランティア制度を継承・発展させ、スポーツボランティアの登録者数を増加させるとともに、行政や各競技団体、関係団体等が活動の場や情報の提供等を十分に行うことにより、スポーツボランティア制度を確立します。

##### 【施策の目標や求められる成果等】

###### ○ スポーツボランティアの充実

スポーツ活動を様々な形で支えるスポーツボランティアの活動の魅力や必要性を市民に啓発し、スポーツボランティアの登録者数を増加させ、人材の確保・育成を図ることにより、多くのボランティアに支えられたスポーツ活動が実施できます。

#### イ スポーツ指導者等の確保及び養成

##### 【現状と課題】

競技スポーツも含めた生涯スポーツの振興を進めるために、スポーツを楽しむ、継続することができるスポーツ環境が必要となります。しかし、市民の多様化するスポーツニーズに対応したり、幅広い年齢層に対応することは難しいことです。このため、高い指導技術や知識、実技技能を有する指導者の養成・確保が重要になっ

できます。

現在スポーツ指導者の登録制度により指導者の確保を行っていますが、さらに登録者を増やすとともに、スポーツ指導者の資質を高める必要があります。

#### 【施策の内容】

多様な市民のスポーツニーズに対応したり、幅広い年齢層に対応するために、高い指導技術や知識、実技技能を有する指導者の養成・確保に努めます。

現在もスポーツ指導者の登録制度を行っていますが、さらに指導者の登録者を増やして確保に努めます。また研修会等の開催及び他の主催研修会への参加により、スポーツ指導者の資質を高めます。

研修会の開催などを活用し、市民のニーズを踏まえた情報の提供を行い指導者の養成・確保に努め、スポーツ指導者の登録者数を増加させるとともに、スポーツ指導者の活躍の場を増加や活動機会の充実を図ります。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ スポーツ指導者等の顕彰

本市のスポーツ振興に大きく貢献した競技者や指導者等に対する「津市スポーツ栄誉賞」等に係る表彰についても積極的に行います。

##### ○ 積極的な地域活動への参加、地域におけるスポーツ指導

団塊の世代を始めとする中高年者のスポーツに係る豊かな経験、知識や技術をスポーツを通じた地域活動に積極的に参加させる中で活用するなど、地域においてスポーツの指導ができるよう支援します。

##### ○ スポーツ指導者の登録者数の増加、指導者の質の向上

スポーツ指導者の登録者数を増加させるとともに、その資質を向上させることにより、多様で幅広い市民のスポーツニーズに対応した指導が図れ、市民の広く、正しいスポーツへの取組が支援できます。

#### ウ 体育指導委員の育成及び支援

#### 【現状と課題】

体育指導委員は、スポーツ振興法に基づき地域の指導者として設置されており、平成21年4月1日現在で、119人の委員が委嘱され本市のスポーツ事業に協力しています。

体育指導委員は、地域のスポーツ振興の担い手としてスポーツ教室を開催したり、体育振興会と共に運動会やハイキングなどを開催しています。

また、体育指導委員は体育指導委員会を組織し、事業調整部会・研修部会・広報

部会に分かれ、それぞれ部会活動を通じて講演会や研修会に積極的に参加して資質の向上などを図っています。

#### 【施策の内容】

総合型地域文化・スポーツクラブの育成の中心的役割を担う人材として、実技指導だけでなく、最も地域に密着した指導者であるという特性を最大限に活かし、地域住民と行政の調整役（コーディネーター）としての役割を担い、地域からのスポーツ振興に努めます。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ 活動の場の拡大

多様な市民ニーズに応じた、きめの細かいスポーツ活動を推進するため、体育指導委員の活動の場を増やすとともに、必要に応じ定員数の見直しや指導員経験者の活用などを図ります。

##### ○ コーディネーターの育成と活用

地域に最も密着したスポーツ指導者として体育指導委員の資質の向上を図ることにより、企画や運営などのマネジメントを行う能力を兼ね備えたコーディネーターとしての育成と活用が期待できます。

#### エ スポーツ団体活動の支援等

##### (ア) 総合型地域文化・スポーツクラブの支援

#### 【現状と課題】

平成12年に策定された国の「スポーツ振興基本計画」によると、総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、身近な生活圏である中学校区程度の地域において、地域の最も身近なスポーツ施設である学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域住民の誰もが参加できるクラブであるとしています。

本市においては、総合型地域文化・スポーツクラブについて、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、地域住民が自主的に運営し、地域の身近なスポーツ施設を活用しながら、地域住民が誰もが参加できるクラブとして、中学校区程度の地域で設立を目指しています。

しかしながら、クラブ助成財源として見込んでいたスポーツ振興くじ助成金(toto)の助成にも制限があります。一方、クラブの自主運営で最も必要とされる人材の確

保など、クラブ設立については設立後の継続的な支援が要望されている状況です。

#### 【施策の内容】

設立後3年間の財源支援を行い、会員確保、備品購入、講師・スタッフ・マネージャー等の人材育成・確保などを図り、特定非営利活動法人（NPO法人）としての法人格等を取得していくなどの自主運営が図れるよう、創設・活動支援に努めます。

総合型地域文化・スポーツクラブの育成のため、情報の提供や関係団体への啓発を図ります。

地域に存する指導力のある人や団体を発掘・育成して、その人や団体が地域の中心となり総合型地域文化・スポーツクラブの育成が図れるように支援を行い、設立準備会の発足を促します。

総合型地域文化・スポーツクラブが設立されていない地域に対しては、その設立のための啓発活動を行い、同クラブの育成のための機運を高め、また、地域の実情も踏まえ複数の中学校区にまたがってのクラブ設立を行えるような弾力的な育成支援も検討していきます。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ スポーツに親しむことができる場の提供

市民が積極的に参加し、自主的に運営する総合型地域文化・スポーツクラブの普及や啓発を行うことより、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも手軽に楽しくスポーツに親しむことができる場の提供を図ります。

##### (イ) 地区体育振興会の支援

#### 【現状と課題】

各地区体育振興会は、地域住民の健康づくり、体力づくりやスポーツ・レクリエーションの振興を目的として、現在43地区で設立されています。主として、各小学校の体育施設を活動の拠点としているほか、身近に利用できる場所を確保し、地域の実情・環境に応じた事業を実施しています。

#### 【施策の内容】

各地域において、ニュースポーツ・球技大会・レクリエーションイベント等を開催し、地域住民のスポーツ・レクリエーションの振興や地域でのスポーツ活動機会の提供により、スポーツ人口の掘り起こしを行い、併せて地域の活性化を推

進できるよう支援します。

【施策の目標や求められる成果等】

○ **地域住民のスポーツ活動や交流の推進**

地域住民の健康づくり、体力づくりやスポーツ・レクリエーションの振興の場の提供が期待され、地域住民のスポーツ活動や交流が推進されます。

(ウ) 津市体育協会の支援及び連携

【現状と課題】

津市体育協会は、各年代の欲求に応じたスポーツ活動を行政と共に実践してきました。しかし、社会の変化と共にその役割も変わり、競技スポーツの専門集団として、本市を代表する競技団体となっています。

現在、加盟団体数40団体を数え、その組織力の基に市民体育大会を始めとする各種目別の競技大会を開催しています。

競技スポーツの普及・振興を主として、より独自性のある事業を展開し、全国や世界に通じるよう競技力の向上を図る必要があります。

【施策の内容】

競技スポーツの専門集団として、競技スポーツの普及・振興や競技力の向上を今後も図れるよう支援します。

自主性をもって独自性のある事業の展開の推進について支援します。

また、津市体育協会は、自主独立を目指すところでもあり、市民体育大会の開催等を通じて、本市のスポーツ振興に関し協働した展開を図れることから、同協会との連携を推進します。

【施策の目標や求められる成果等】

○ **競技スポーツの普及・振興、競技力の向上**

本市のスポーツ振興の中心的な存在として、市民体育大会を始めとする各種目別の競技大会の開催により、競技スポーツの普及・振興や競技力の向上が期待されます。

(エ) 津市スポーツ少年団の支援及び連携

【現状と課題】

津市スポーツ少年団は、青少年の健康・体力づくりを目的として、設立されまし

た。

現在、125団体（14種目）約2,200人の団員、指導者が登録し、スポーツ活動を中心に、登録少年団間の交流を図っています。また県外のスポーツ少年団との交流試合などその活動範囲も広がっています。

#### 【施策の内容】

スポーツ活動を通じて、青少年の健全育成につなげるため、少年団間の交歓や交流が今後も図れるよう支援します。

自主性をもって独自性のある事業の展開の推進について支援します。

また、津市スポーツ少年団は、自主独立を目指すところでもあり、スポーツ少年団活動を通じ、1人でも多くの青少年にスポーツの喜びを体験させ、青少年のスポーツ活動の活性化を図ることにより、青少年の健全育成に資することから、同少年団との連携を推進します。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ スポーツ活動を通じた青少年の健全育成

将来を託する子どもたちのために、豊かなスポーツ環境を構築することにより、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成が期待されます。

(オ) 津市スポーツ・レクリエーション協会の支援及び連携

#### 【現状と課題】

津市スポーツ・レクリエーション協会は、社会の変化と共に、多様な市民ニーズに対応してレクリエーションの普及やニュースポーツの普及など、生涯スポーツの推進の団体となってきています。現在、加盟団体は17団体で、生涯スポーツの大会や市民が参加しやすいウォーキング等のイベントを開催しています。

#### 【施策の内容】

レクリエーションやニュースポーツの普及を今後も図れるよう支援します。

自主性をもって独自性のある事業の展開の推進について支援します。

また、津市スポーツ・レクリエーション協会は、自主独立を目指すところでもあり、各種体験教室等には、幼児から高齢者までの参加があり、生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興が図れることから、同協会との連携を推進します。

#### 【施策の目標や求められる成果等】

##### ○ ニュースポーツの普及



高齢社会の中で、多様な市民ニーズに対応したレクリエーションやニュースポーツの普及が期待されます。

#### (4) スポーツ施設の整備・充実

##### ア 総合的なスポーツ施設の整備

###### 【現状と課題】

本市のスポーツ施設は、各地域に分散した配置となっていることから、地域単位でのスポーツやレクリエーション活動には対応できるものの、県都として全国大会などの大規模なスポーツ大会を誘致し、開催できるようには整備されていない状況です。

このような状況を見据えると、今後の本市におけるスポーツの振興を更に推進するためには、市民のニーズを把握した上で、県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備を図ることは、特に重要なことです。

###### 【施策の内容】

総合的なスポーツ施設の整備については、有識者や市民からなる懇話会の設置を始め、広く市民のニーズを把握するため、市民アンケート調査などを実施します。

また、総合的なスポーツ施設の在り方について、専門的な見地からの調査研究を行うとともに、国民体育大会やインターハイ等の全国規模の大会の開催も視野に入れ、県有施設や県内の他市の施設との棲み分けも勘案し、県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の早期整備に向けた取組を推進します。また、市民の誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインを考慮したスポーツ施設の建設を推進します。

###### 【施策の目標や求められる成果等】

###### ○ スポーツ施設整備等の計画策定

有識者や市民からなる懇話会等での検討や市民アンケート調査などによる意見等を踏まえる中で、スポーツ施設整備等の計画策定を進めます。

###### ○ 総合的なスポーツ施設の整備

県都にふさわしい総合的なスポーツ施設として、今後策定されるスポーツ施設整備等の計画を踏まえ、津市総合計画前期基本計画の期間内（平成24年度まで）の工事着手に向けた総合的な屋内施設の整備に取り組みます。

###### ○ 大規模な大会の積極的誘致

総合的なスポーツ施設の整備により、全国大会等の大規模な大会の誘致の積極的な推進を図ります。

## イ 既存のスポーツ施設の機能拡充と利用促進

### 【現状と課題】

本市には、体育館15施設、野球場5施設、運動広場・グラウンド19施設、テニスコート15施設など、78のスポーツ施設があり、いずれも本市直営の施設となっています。これらは、老朽化の進む施設も多いことから、特に安全性と利便性の確保の観点や修繕等の必要性の高いものから順次修繕等を行い、利用促進を図っていく必要があります。また市民が安心して利用できるよう施設のバリアフリー化や地域の専門的な医療機関とのネットワークの形成にも積極的に取り組みます。

また、それぞれのスポーツ施設の稼働率や維持管理経費に対する費用対効果など、様々な観点から、施設維持の必要性等を検討しながら、機能充実等を図る必要があります。

### 【施策の内容】

今後、既存のスポーツ施設に係る整備計画を策定する中で、当該施設の機能拡充及び市民ニーズに対応した施設の整備を図るとともに、安全性と利便性の確保の観点や修繕等の必要性の高いものから、順次当該施設の修繕等を行い、その利用促進を図ります。

また、既存のスポーツ施設の周辺には各種スポーツ機能の集約を図り、市民の利便性が向上するよう努めます。

### 【施策の目標や求められる成果等】

#### ○ スポーツ活動環境の整備

安全性と利便性の確保の観点から、市民が安心してスポーツに取り組めるようスポーツ施設の改修等を行い、スポーツ活動の環境整備を図ります。

#### ○ 運動器具等の充実

利用者ニーズに対応した設備の充実を図るとともに、運動器具等についてもその充実を図ります。

## ウ スポーツ施設の適正配置

### 【現状と課題】

本市のスポーツ施設は、各地域に分散した配置となっているものの、老朽化の進む施設も多く、また今後新たに整備する予定の総合的なスポーツ施設の建設位置等を含め市域全体でのスポーツ施設の適正な配置を検討する必要があります。

**【施策の内容】**

既存のスポーツ施設の機能拡充を図りつつ、効率的な施設配置について検討し、総合的なスポーツ施設の整備計画の策定について進めます。また、それぞれのスポーツ施設ごとの稼働率や維持管理経費に対する費用対効果を十分検討した上で、施設の廃止や民間企業への売却についても積極的に取り組みます。

**【施策の目標や求められる成果等】**

○ **スポーツ施設の適正配置の推進**

市民の利便性等を考慮したスポーツ施設の適正配置を検討し、総合的なスポーツ施設の配置を含めスポーツ施設の適正配置を図ります。